

平成29年度

御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助事業のご案内

御宿町では、地球温暖化防止等の環境保全を図り、環境への負担が少ない自然エネルギーの利用を促進することを目的として、住宅用省エネルギー設備を設置する方に対し、予算の範囲内において設置費の一部を補助します。

※補助の対象は、戸建住宅のみで集合住宅については対象外となります。

また、以下の補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回限りとなります。

●補助の対象となる住宅用省エネルギー設備

※各設備において未使用品であること

| 設備の種類 | 設備の仕様 | 設備の要件 |
|--------------|---|---|
| 住宅用太陽光発電システム | 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連係された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連係するものであること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。 (4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件 |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | | を満たすこと。 |
| 家庭用燃料電池システム (エネファーム) | 燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。 | 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものをいう。 | 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 |
| 太陽熱利用システム | 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムをいう。 | 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒体を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。 |

【申請受付期間】

平成29年4月3日（月）から平成30年1月31日（水）まで先着順で受け付けます。受付時間は、土・日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分までとなります。申請受付期間中であっても、補助金の予算額に達した時点で申請を締め切ります。

【補助対象者及び補助条件】

- (1) 御宿町の住民基本台帳に記録されている方、又は町内に居住しようとする方で、実績報告書の提出日までに記録できる方。
- (2) 前年度分の町税を滞納していない方。
- (3) 自ら居住または居住を予定している町内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む店舗・事務所等の床面積が全体の1/2以下であること）に補助対象設備を設置しようとする方。又は、未使用の設備が設置された町内の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する方。
- (4) 自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置しようとする方。

- (5) 第三者が所有する住宅に居住している方、又は共有者がいる方で、当該住宅への設備の設置について所有者又は共有者の承諾を受けている方。
- (6) 補助対象設備のうち、住宅用太陽光発電システムを設置する場合は、発電した電力について電力会社との間で電力受給契約を締結すること。
- (7) 平成30年2月28日（水）までに工事が完了すること。

※ すでに補助対象設備を設置済の方、工事中の方は補助の対象になりません。

【補助金の額】

| 対 象 設 備 | 補 助 金 の 額 |
|-------------------------------------|---|
| ①住宅用太陽光発電システム ※ 国の補助制度は平成25年度で終了 | 太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）1kw/h当たり4万円とし18万円（4.5kw/h）を上限 |
| ②家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 上限10万円 |
| ③定置用リチウムイオン蓄電システム | 上限10万円 |
| ④太陽熱利用システム | 上限5万円 |

上記、対象設備の種類ごとに、補助の対象となる経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額と、上記補助金の額を比較し、いずれか少ない額となります。

$$(A) \text{ 補助の対象となる経費 } - (B) \text{ 消費税及び地方消費税相当額 } = (C)$$

(C) と上記の補助金の額を比較し、いずれか少ない額 が、補助金の額となります。

なお、各設備とも補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。

●補助の対象となる経費

| 設備の種類 | 補助対象経費 |
|-------------------------|---|
| 住宅用太陽光発電システム | 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護措置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入費、工事費（据付・配線工事等） |
| 家庭用燃料電池システム （エネファーム） | 設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等） |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等） |

| 設備の種類 | 補助対象経費 |
|-----------|---|
| 太陽熱利用システム | 設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等） |

【申請の方法】

補助対象設備の設置工事に着手する前、又は建売住宅の引き渡し前に「御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書」（様式第1号）に次の必要書類を添付して平成30年1月31日（水）までに建設環境課へ提出してください。

※郵送による提出は受け付けません。ただし設置業者等代理人による提出は可能です。

必要書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書（補助対象設備が設置された住宅を購入する場合には、当該経費の内訳が記載された売買契約書）等の写し
- (3) 補助対象設備の技術使用が確認できる書類の写し（住宅用太陽光発電システムの場合、太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの出力、合計の最大出力が確認できる書類）
- (4) 補助対象設備の設置予定図面 ただし、建売住宅を購入する場合を除く。
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（住宅全体、補助対象設備の設置予定場所） ただし、住宅を新築する場合及び建売住宅を購入する場合を除く。
- (6) 町税に係る納税証明書（ただし、省略できる場合があります。）
- (7) 承諾書（申請者と住宅の所有者が異なる又は住宅の共有者がいる場合）
- (8) その他町長が必要と認める書類

※ 申請書類に誤り等がある場合は受理できませんので、提出する前によく確認をしてください。

【申請内容の変更等】

補助金交付決定後の申請内容の変更や設置を中止する場合は、申請が必要となります。

- (1) 申請内容を変更する場合は、「御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請

書」(様式第3号)を提出し、承認を受けてください。

- (2) 補助対象設備の設置を中止する場合(施工業者を変更する場合も含む)は、「御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を提出してください。

【実績報告】

補助対象設備の設置工事を完了した日又は建売住宅の引渡しが完了した日から起算して30日以内又は平成30年3月9日(金)のいずれか早い日までに、「御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書」(様式第6号)に必要書類を添付して建設環境課へ提出してください。

※郵送による提出は受け付けません。ただし、設置業者等代理人による提出は可能です。

必要書類

- (1) 事業結果報告書(様式第6号の2)
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる書類
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅がエネルギー管理システム(HEMS)を設置していることを証明する書類
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が定置用リチウムイオン蓄電システムを設置していることを証明する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

実績報告書の提出を受けた後、職員が設置状況の確認のためご自宅に伺います。

※ 実績報告書が期限までに提出されない場合は、交付決定が取り消しされますので、ご注意ください。

【補助金の交付請求】

補助金確定通知書受領後、速やかに「御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書」(様式第8号)を提出してください。確定した補助金を申請者の指定する金融機関の口座へ振り込みます。

※ 当該年度の末日までに提出されない場合は、無効となりますのでご注意ください。

【その他】

- 申請に係る書類は、申請書・工事請負契約書または売買契約書・領収書・補助金の振込先等、すべて同一名義でお願いします。
- 補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した方は、必要により使用状況等の報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 住宅用太陽光発電システムについて、メーカーによってはソーラーパネルを設置できない場所があります。設置の可否については、メーカーにお問い合わせください。

【お問い合わせ先・申請先】

〒299-5192

千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地

御宿町役場 建設環境課 環境整備班

電話 0470-68-6694